

人事院事務総局公示第2号

人事院事務総長は、人事院規則8—18（採用試験）第5条第1項の規定に基づき、平成23年人事院事務総局公示第2号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和6年9月4日

人事院事務総長 柴 崎 澄 哉

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。



2 この決定による改正は、令和6年12月1日から効力を発生する。